

<概要版>

草津市教育振興基本計画

第3期



子どもが輝く教育のまち
出会いと学びのまち
くさつ

令和2(2020)年3月

草津市

計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

草津市では、「草津市教育振興基本計画」、「草津市教育振興基本計画（第2期）」を策定し、「子どもの生きる力を育む」「学校の教育力を高める」「地域に豊かな学びを創る」の3つの施策の基本方向のもと、本市教育の向上に取り組んできました。

この間、急速な技術革新によるICTの進化やグローバル化の進展、少子高齢化による人口構造の変化などにより、教育を取り巻く環境は大きく変わってきており、教育のあり方についても時代に応じた変革が求められています。

こうした中、平成30（2018）年6月には、国の教育施策のあり方を示す「第3期教育振興基本計画」が閣議決定されました。この計画の中では、「我が国は人生100年時代を迎えようとしており、また、超スマート社会（Society 5.0）の実現に向けて人工知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進んでいる。」とされており、「生涯にわたる一人ひとりの可能性とチャンスの最大化」を教育政策の中心課題に据えたとされています。

また、本市は、古くから交通の要衝として栄え、貴重な歴史・文化資産を保全継承しているとともに、全国的には人口減少が急速に進行する中、本市の人口は今なお増加を続けており、本格的な少子高齢社会は他市よりも遅れて到来する見込みです。

こうした社会全体の変化と本市の特性を踏まえ、子どもから大人まですべての人が、今が自分自身の可能性を広げるチャンスと捉えるとともに、人生を豊かに生き抜くために必要な力を身に付ける上で、教育が果たすべき役割がこれまで以上に重要となっていることを強く認識し、本市の教育の一層の推進を図っていくため、今後5年間で目指すべき方向や取り組むべき施策について定める「草津市教育振興基本計画（第3期）」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画として、国の第3期教育振興基本計画を参酌しつつ、本市教育の振興を図るために定める基本的な計画です。

「草津市総合計画」を踏まえた教育行政分野における計画であり、「草津市健幸都市基本計画」、「草津市子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画とも整合性を保ちながら、施策を推進していきます。

3. 計画期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とし、大幅な変更を必要とする事象が生じた場合は、見直しを行います。

教育をめぐる現状

1. 本市の人口の推移
2. 急速な情報・科学技術の革新
3. グローバル化の進展とSDGsの推進
4. 家庭や地域の状況変化
5. 人生100年時代の到来



第2期計画の振り返りと今後の課題

◇◆第2期計画の主な成果

子どもの生きる力を育む	学校の教育力を高める	地域に豊かな学びを創る
<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児教育の充実 ● 道徳教育の充実 ● いじめの未然防止・早期発見・早期対応 ● 子どもの体力向上 ● 社会性の育成や規範意識の醸成 ● ICT機器を活用した授業の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT活用推進の核となる教員の育成 ● 各校の強みを生かした学校経営 ● コミュニティ・スクールの全小中学校への導入 ● デジタル教材、校務支援システムの導入による教育の情報化の推進 ● 老上西小学校の開校 ● 学校施設の非構造部材の耐震化と大規模改造工事の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学等との連携による生涯学習機会の充実 ● 図書館の利用促進に向けた取組や資料の充実 ● くさつシティアリーナの整備 ● 文化振興条例の制定 ● 「芦浦観音寺」と「草津のサンヤレ踊り」の日本遺産への追加認定 ● 地域コーディネーターの配置

◇◆今後取り組むべき主な課題

子どもの生きる力を育む	学校の教育力を高める	地域に豊かな学びを創る
<ul style="list-style-type: none"> ● 認定こども園、幼稚園、保育所（園）から小学校への円滑な接続に向けた連携強化 ● 「草津型アクティブ・ラーニング」のさらなる推進 ● いじめ問題に対する関係機関との連携強化 ● 特別な支援を必要とする子どもへの支援体制のさらなる充実 ● 不登校の児童生徒への支援体制のさらなる充実 	<ul style="list-style-type: none"> ● マネジメントの発想を取り入れた学校経営の推進 ● 学校だけで解決しきれない事案などへ臨機応変に対応・相談できる体制の整備 ● 教育の情報化のさらなる推進 ● 児童生徒増に対応するための計画的な校舎の増改築 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習機会のさらなる充実 ● 図書館の利用拡大に向けた資料や施策、機能のさらなる充実 ● 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けた取組 ● 文化振興計画に基づく各施策の展開 ● 地域に所在する歴史資源の保存と活用 ● 家庭・地域の教育力の強化

第3期計画では、こういった課題の解決に向けて、今後5年間で取り組むべき施策を明らかにし、本市の教育の一層の推進を図ります。

計画の基本理念と施策の基本方向

本市では、平成22（2010）年3月に「子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」を教育の基本理念と決めました。

この間、社会情勢の大きな変化に伴い、解決すべき課題が複雑化・多様化する中、施策の見直し・改善を続け、時代の先を行く教育の取組を進めてきました。

今後も、常に将来に目を向け、柔軟な発想と改革意識を持って取り組んでいく必要がありますが、本市教育が目指すべき姿と基本的な考え方は第3期においても変わるものではないと考え、基本理念は第1期、第2期を継承します。

【基本理念】

子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ

教育に力を注ぐことは、そのまちの未来を創ることにつながります。「子どもが輝く教育のまち」を実現することは、本市の大きな目標です。

また、本市は、古くから人と人が出会う宿場町として栄え、近年においても常に新しい転入者があり、多様な人々がともに暮らすまちとして発展を続けています。多様な人やものとの出会いを通して、豊かな学びを広げ、誰もが生きがいを感じられる「出会いと学びのまち」の実現を目指します。

施策の基本方向

第3期計画では、「1. 子どもの生きる力を育む」「2. 学校の教育力を高める」「3. 社会全体で学びを進める」「4. 歴史と文化を守り育てる」の4つの施策の基本方向を掲げ、この基本方向に対して9つの基本項目を設定しました。

さらに基本項目ごとに具体的な施策を定め、これらを体系的に取り組んでいきます。

— 4つの基本方向 と 9つの基本項目 —

子どもの生きる力を育む

- ・豊かな心と健やかな体の育成
- ・確かな学力の育成

学校の教育力を高める

- ・教職員の指導力の向上
- ・学校経営の充実
- ・教育環境の充実

社会全体で学びを進める

- ・家庭・地域での学びの充実
- ・生涯学習・スポーツの充実

歴史と文化を守り育てる

- ・文化・芸術の振興
- ・文化財の保存と活用

施策の展開

1 子どもの生きる力を育む

基本項目1. 豊かな心と健やかな体の育成

人格形成の基礎が培われるといわれる乳幼児期からの育ちや学びが、その後の教育へと円滑につながるよう、子どもの発達段階や個々の状況に応じて、学校、家庭、地域、行政が互いに連携・協力した取組を実施し、豊かな情操や自己肯定感、規範意識、社会性などを身につけ、多様な人とつながることのできる豊かな心を育むとともに、生涯にわたってたくましく生きるための健やかな体の育成を目指します。

～推進する取組～

- 子育て支援の充実
- 就学前教育の充実
- 道徳教育・人権教育の推進
- いじめを根絶する取組の推進
- 健やかな体づくりの推進
- 社会性や豊かな情操を育てる教育の推進
- インクルーシブ教育の推進

成果指標

- ◆ 「自分にはよいところがあると思う」と答えた児童生徒の割合
- ◆ 「運動やスポーツをすることは好き」と答えた児童生徒の割合

基本項目2. 確かな学力の育成

自ら学び、考え、行動する力を身に付け、多様で変化の激しい社会を生き抜く確かな学力の育成を目指し、草津市独自の学力向上策に取り組みます。また、学校では、各校の学力向上策を踏まえた取組に加え、ICT機器の効果的活用や検定事業、英語教育や読書活動等を推進し、子どもが主体となって、周囲と協働し学びを深める取組を推進します。また、家庭学習習慣の定着や学び方を身に付けるための支援等を通して、新しい時代を生きていくために必要となる基礎的・基本的な知識・技能の定着を図ります。

～推進する取組～

- ICTを活用した教育の推進
- 読書活動の推進
- 基礎学力向上のための取組の充実
- 英語教育の推進

成果指標

- ◆ 「授業では、課題の解決に向けて自分で考え、話し合う活動を通じて考えを深めることができていると思う」と答えた児童生徒の割合
- ◆ 「家で自分で計画を立てて勉強をしている」と答えた児童生徒の割合
- ◆ 「読書が好き」と答えた児童生徒の割合

2 学校の教育力を高める

基本項目3. 教職員の指導力の向上

教職員の研修プログラムや研究活動の充実に取り組み、よりよい授業が行えるよう教職員の指導力の向上を目指します。また、その為に必要となる時間の確保と有効な活用ができるよう、教職員の健康管理や働き方改革に取り組み、職場環境の改善も目指していきます。

～推進する取組～

- 教職員研修・研究活動の充実
- 教職経験に応じた人材育成の推進
- 教職員の健康管理と働き方改革の推進

成果指標

- ◆ 「自分なりの課題をもって自己研修に努めている（5段階評価）」の平均値
- ◆ 「ワーク・ライフ・バランスを意識している（5段階評価）」の平均値

基本項目4. 学校経営の充実

特色ある教育課程の実施や、地域の活力を生かした取組を推進することで、学校経営の充実を目指します。また、様々な教育課題に対応していくために、教職員の指導体制や学校を支援する体制の充実を図ります。

～推進する取組～

- 地域の活力を生かした学校経営の充実
- 教職員の指導体制・学校支援体制の強化
- 配慮を要する子どもへの支援体制の充実

成果指標

- ◆「学校目標に向かって教職員一人ひとりが実践を進め、組織として機能している（5段階評価）」の平均値
- ◆「保護者や地域住民への積極的な情報発信ができている（5段階評価）」の平均値

基本項目5. 教育環境の充実

安全・安心な学校環境を確保するため、老朽校舎の改修や非構造部材の耐震化等の施設整備を進めるとともに、学習教材等の充実を進めることで、教育力向上につながる環境整備の充実を目指します。

～推進する取組～

- 学校等の施設・設備の整備
- 学習教材等の充実

成果指標

- ◆非構造部材の耐震化工事実施校の割合



3 社会全体で学びを進める

基本項目6. 家庭・地域での学びの充実

子どもを育てる基礎となる家庭での教育について、保護者に対する情報提供や学習機会を充実させるなどの取組を進めます。また、地域協働合校の推進などにより、地域の大人が子どもの学びを支えるとともに、大人にとってもやりがいのある交流の機会となるようにします。

～推進する取組～

- 子どもの安全・安心の確保
- 生活習慣形成のための啓発活動の推進
- 青少年の健全育成の推進
- 地域協働合校の推進

成果指標

- ◆「家の人と学校での出来事について話をしている」と答えた児童生徒の割合
- ◆地域協働合校の推進に満足している市民の割合

基本項目7. 生涯学習・スポーツの充実

誰もが、生涯にわたって、いつでも、どこでも学び、子どもの教育や地域の活動において、成果を生かすことができるような生涯学習機会の充実を図ります。また、スポーツを身近に感じ、楽しめるよう生涯スポーツや競技スポーツに関する取組の充実を目指すとともに、令和6（2024）年開催予定の第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会に向けた取組を推進します。

～推進する取組～

- 生涯学習の機会の充実
- 誰もが参加できる環境学習の推進
- 市民の生涯スポーツ活動の支援
- 競技スポーツの推進
- 社会体育施設の整備・充実
- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の推進

成果指標

- ◆生涯学習・スポーツの充実に満足している市民の割合
- ◆図書館利用者の満足度
- ◆社会体育施設利用者の満足度



4 歴史と文化を守り育てる

基本項目8. 文化・芸術の振興

文化・芸術活動の支援と各種事業の充実や、担い手の育成支援を通して、誰もが文化に触れることができる機会の充実を目指します。また、文化の力によって都市の魅力を高めることを目指します。

～推進する取組～

- 市民が文化・芸術に触れる機会の拡充
- 文化拠点施設の整備・充実

成果指標

- ◆文化・芸術の振興が図れていると思う市民の割合

基本項目9. 文化財の保存と活用

本市の歴史文化の特徴を後世に守り伝えるため、適切な保存を図るとともに、市民が地域の歴史に触れる機会づくりに努め、地域主体による保存・活用の機運の向上や歴史文化を活用した草津らしいまちづくりを目指します。

～推進する取組～

- 文化財の調査と保護の推進
- 歴史資産を生かしたまちづくりの推進
- 歴史文化に親しむ機会の創出

成果指標

- ◆文化財指定件数
- ◆史跡草津宿本陣・草津宿街道交流館の年間入館者数

計画推進に向けて

計画推進にあたっての役割分担と連携

本計画を効果的かつ着実に実施していくためには、市、学校、家庭、地域の各主体がそれぞれの役割を意識し、連携・協働していくことが重要です。

そのため、本市では第1期計画から、市、学校、家庭、地域のそれぞれの担うべき役割を明確にしており、第3期計画においても、以下のように整理します。

◆◇市の役割

市は、本計画を進捗管理するとともに、実態を把握し、課題を発見したときは改善に向けた施策の検討を行うなど、より良い教育環境の整備に努めます。また、学校、家庭、地域が、それぞれの役割を果たすにあたって、支援、啓発に努めます。

◆◇学校の役割

学校は、子どもたちが主体的に学ぶ中で、これからの社会をたくましく生きる力を身につける場所です。教員は、教育者としての崇高な使命を自覚し、子どもたちと向き合い、子どもたちの可能性を最大限引き出すことに努めます。また、子どもと向き合える時間の確保に取り組むとともに、家庭や地域、関係機関等との連携を密にし、より良い教育の展開に努めます。

◆◇家庭の役割

家庭は、子どもにやすらぎと安心を与える場であるとともに、社会で生きていく上で基本的なことを教える場であり、子どもにとっての教育の原点です。保護者は、子どもの教育について第一義的に責任を負っている自覚を持つことと合わせて、市、学校、地域等が展開している事業を活用するなどにより、家庭での教育力を高めることが期待されます。

◆◇地域の役割

地域は、子どもが大人との関わりを通して、社会のルールや人間関係を学ぶことができる場でもあり、地域全体で子どもを見守り育てていく必要があります。また、大人の生き方が、子どもの成長に影響を与えることを自覚し、行動をしていかなければなりません。

各部署の横断的な取組

教育に関わる施策は、教育委員会が所管する分野だけではなく、子育てや福祉、防犯・防災、まちづくりなど市長部局が所管する分野を含み、市の組織が横断的、総合的な推進を図ることが必要です。各部署が緊密に連携し、情報共有を図り、効率的で効果的な取組を進めます。

また、市長と教育委員会で構成される総合教育会議において、教育政策に関する協議・調整を行い、方向性や意識を共有することで、より効果的な施策展開を図っていきます。

点検評価の適切な実施と計画の周知

教育施策を効果的に実施していくためには、計画の進捗状況を点検・評価し、その結果を改善につなげる仕組みが必要です。

第2期計画までと同様に、施策の効果や課題等について「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、各事業の実施状況を点検・評価し公表するとともに、その結果を施策の展開に反映させながら、効果的かつ継続的な推進を図ります。

なお、計画期間中であっても教育制度の見直しや教育を取り巻く状況に変化があった場合には、計画内容の変更や施策への反映による適切な対応に努めます。

また、各主体が計画の意図を理解し、自らの行動に反映することが重要であり、市民に本計画の内容を広く周知するとともに、連携するためのネットワークの構築・強化が求められます。このことから、本計画書を公表するとともに、計画内容を分かりやすく紹介するためのパンフレット等の作成、またこれらを用いて、市民がよく訪れる場所や機会を通じた広報活動を行います。併せて、広報誌やホームページ等の媒体を活用した情報発信を行います。